

平成 28 年(ワ)第 129 号 損害賠償請求事件

原告 山下正寿 外 44 名

被告 国

原告ら第 4 準備書面

高知地方裁判所 御中

平成 28 年 11 月 4 日

原告ら訴訟代理人弁護士 梶原守光

同 弁護士 南 拓人

原告らは、以下の通り、請求の原因を選択的に追加する。

1. 被災漁船の実態

厚生省(当時)が被災漁船の検査を打ち切った昭和 29 年 12 月末までに、放射能魚を廃棄したと認められる漁船は、全国で延べ 992 隻である(甲 1 P 151)。その内、高知県の漁船は、延べ 270 隻で、全国の 3 分の 1 を占めた(甲 1 P153~154)。

第 13 光栄丸のマグロからは、5000 カウント以上の放射能が検知され、国が被災調査を打ち切った昭和 29 年 12 月になっても、汚染度は下がらず、500 カウント以上が指定 5 港で 41.4%、指定港以外でも 39.9%もある。第 3 清寿丸の船体からは、1 万 6000 カウント、マグロから 3000 カウント検知されている(甲 1 P156)。

2. 被災漁船員の被災資料の抹殺

上記の如き被災状況があつたにもかかわらず、核実験年の 12 月末には、被災調査そのものを打ち切り、それまでの被災調査資料は、アメリカの核実験の効果の検証資料として、米国には送ったが、日本国民には全く明らかにしなかった。その原因、背景は、既に主張してきた日米両国間での早期政治決着であつた。

政治決着の意図は、日本漁業者の被害の実態が明らかになれば大問題となり、反米感情の高まりと、当時全国で広がっていた核実験反対運動の

高まりを恐れた政治判断であり、それを抑えるために、早期全面解決で以後の損害賠償請求、補償要求を一切封じ込めるためであった。

このような政治的陰謀によって、被災船員の被災調査資料は隠され、被災漁業者の健康追跡調査も全く行われず放置した。

3. 請求原因の選択的に追加変更

以上が事実経過の真実であるから、原告らは、請求原因事実を次のとおり追加的に主張する(請求の趣旨記載の慰謝料の発生原因を選択的に追加)。

(1). 被告は、上記のと通りの意図をもつ、早期全面解決の政治決着により、被災漁業者の被災記録を意図的に隠すという、違法行為を行った。その違法性は、下記記載のとおり、公務員は憲法 15 条 1 項、国家公務員法 96 条 1 項に基づき、国民に奉仕する職責にありながら、被災原告らの被災資料を意図的に隠すことは、その職責に違反する行為を敢えて行うものであるから、明らかである。そのことが、平成 26 年 10 月 29 日の厚生労働省、外務省等からの被災資料の開示によって、初めて明らかとなった。そのことによって原告らが受けた衝撃と怒りについての慰謝料として、請求の趣旨記載の損害賠償を、国家賠償法第 1 条 1 項に基づく国家賠償請求権により請求する。

(2). 被告は、憲法 15 条 1 項、国家公務員法 96 条 1 項に基づき、主権者たる国民のために誠心誠意奉仕する職務上の義務を負い、かつ前記のように被災漁業者の被災事実を知っていたのであるから、当然に被災資料も活用し、新たな被災調査も行い(被災調査の打ち切りは許されず)、それに基づいて健康追跡調査を行い、必要な医療や生活援助等を提供する作為義務があった。

しかし、被告はこれらの作為義務を意識的に怠り、その作為義務違反の不作为は継続的違法行為として今日も続いている。

よって、この不作为についても、国家賠償法第 1 条 1 項に基づく国家賠償請求権に基づき、請求の趣旨記載の損害賠償を求める。

4. 被災資料を意識的に隠した事実の裏付け

被告が、意識的に被災資料を隠した事実は、以下の事実によっても裏付けられる。

(1). ビキニ被災の実態が明らかになれば、日本国民の反米感情、当時大

きく盛り上がっていた核実験反対運動が高まり、アメリカの核戦略に大きな影響を与えることを恐れ、被害は表に出てしまった第五福竜丸事件の処理だけにして、その他は表に出ないように伏せ込むために、被災資料は日本国民には一切公にせず、かつ以後の被災調査そのものの中止を強行した事実。

(2). ビキニ事件を、日本カツオ・マグロ漁業協同組合連合会の強い抗議を押し切って、政府は、早期全面解決の合意を強行し、わずかな補償金を船主に配分して、これで全て終わったことにしたこと。

(3). 放射性物質の影響には、20～30年後にも発症する晩発性障害があることは明かであるにもかかわらず、核実験が終わって半年後に、人体に危険を及ぼす恐れは全く無いことが確認されたとして、被災調査を一方的に中止し、その方針を各道府県にも通達で周知させ、これでビキニ事件は全国的に終わったものとされた。

(4). ところがその後昭和60年4月に、被ばく40周年を機会に、高校生と教師が被ばく調査を始めたところ、被災青年の自殺や、カツオ実習船に乗った高校生の急性白血病死等が明らかとなり、高知県ビキニ被災調査団も結成され、調査活動が進むなか、翌昭和61年3月に、山原議員が、衆院予算委でビキニ被災者の調査資料の提出を求めたのに対し、「だいぶ前のことであり、現在資料はない。」等と答弁、資料の存否の調査をするとの答弁もなく、極めてそっけない答弁で終わった。

しかも、ビキニ事件は国家的大事件であり、資料が残っていない等ということはある得ず、かつ今回調査したところ、県外の倉庫にあった等ということは、全く信用できるものではない。

(5). もうこれで被災者の被災資料はないか、あっても入手は不可能となったが、民間の被災調査団の、被災漁業者の個別訪問による被災調査は続けられた。その調査の結果、多くの被災船員がガン等で若くして死亡していること、現在も被害に苦しんでいることが明らかとなった。

そのため、平成16年3月5日には、高知県議会で、塚地佐智県議が、本会議質問で、明らかになった被害の実態を説明し、県独自の追跡調査や、国に対する被災資料の提出への働きかけについて質問した。

これに対し橋本知事は、「お話のビキニ環礁周辺での被災の問題は、その後の訴えも含めまして、本来は国が解決すべきことですが、政府は昭和30年の交換文書をもって、すべて可決済みとの態度を取り続けていま

す。」「先ほどのようなご質問の中にもございましたように、担当窓口がどこかも不明だというような状況でございますので、どれだけの成果が得られるかということについては確たる自信はございませんけれども、要請を、働きかけをしてみるということはやぶさかではございません。」と答弁した(甲 13)。

この答弁で明らかなおり、政府は一貫して、日米政治決着で解決済みであり、現在はこの問題を担当する窓口すら不明であるという対応を、高知県に対しても取り続けていることが分かった。これは、国が如何に日米政治決着を優先し、国内での被災調査、被災対策を完全に無視し、放置しているかを如実に示している。

- (6). しかし、近年、アメリカが公開した文書の中に、日本政府が米国に渡していた被災漁業者の被災状況を記載した文書があることが、NHKの調査により明らかとなり、NHKは、平成 25 年 6 月 14 日に、外務省に対して文書開示手続を取り、平成 25 年 11 月 14 日に文書開示があった。

それを、後日、原告山下らは入手し、紙智子参院議員、福島瑞穂参院議員らの協力を得て、文書開示のため努力したが、その過程には以下のとおりの紆余曲折があり、被災漁業者の被災状況記載書面(以下、本件被災文書という)を開示するまでには数々の抵抗が続いた。

- ① 紙議員とともに、厚労省に対し、これまで本件被災文書を出さなかった理由と責任の追及、速やかな文書開示の要求を行った。
- ② 今回厚労省が開示した文書には、すでに公開された外務省の開示文書にある旧厚生省関係の文書に含まれていた被災船員の血液・尿などの検査記録は除外されていた。本来厚労省関連文書であることを認めながら、除外されていることを追求した。
- ③ ところが、やっと開示された本件被災文書の、被災船員の血液や尿の検査資料は、全て黒塗りされており、これも個人の氏名等個人情報を除いて開示するよう交渉を行ったが結論が出ず、福島議員が国会質問で開示を強く迫り、やっと解決した。
- ④ 開示手続の過程では、一旦約束した開示がなかなか進まず、担当の厚労省課長補佐が突然交代し、開示内容、ページ数が開示当日まで示されず、開示後記者会見が予定されていることを知るや、先に国側の対応書面(被災者の健康を害する被災はないとする書面)を記者に配布し、記者会見主催者である太平洋核被災センターや紙議員ら

には対応書面を渡さない等の経過があった。

その他、農水省の開示文書に事件当時の文書がほとんどなく、中央水産研究所所蔵の文書も、直接訪問して請求したにもかかわらず、5か月以上放置したあとで、「文書による開示請求をしてほしい」と連絡が来るなど非常識な対応をしている。

原告らは、今回の文書開示で、全ての文書が開示されたとは思っていない。アメリカには事件直後に船員の被災記録を含めて資料を渡しながら、被災船員を含め日本国民には、60年以上経てもまだ部分的にしか開示されない事実こそ、「日本の現代史の闇」であり、政府の責任を逃れることはできない。

以上